

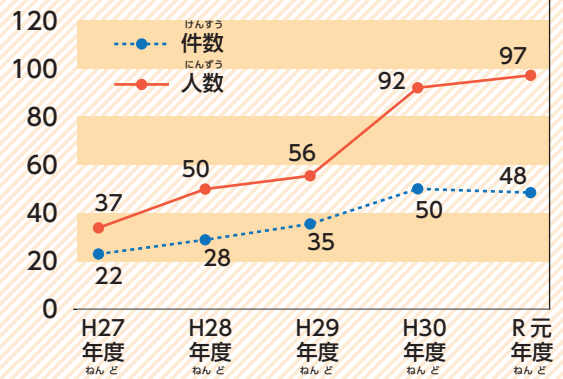
# 03

## 未来をつくる子ども達の命を 守るために ～児童虐待防止～

児童虐待は、全国的にみても児童相談所における相談対応件数が一貫して増加しており、時には子どもの生命を奪う重大な事件も後を絶ちません。

飯塚市における子どもの虐待相談人数も、全国的な状況と同様に年々増え続けており、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

### 飯塚市の子どもの虐待の現状



（飯塚市家庭児童相談室受付）

### 児童虐待とは？

【児童虐待防止法では、次の4つに分類しています。】

**《身体的虐待》**  
・「たたく、ける」等の暴力など

**《心理的虐待》**  
・言葉によるおどし、無視  
・きょうだい間の差別的なあつかい  
・子どもの前での暴力など

**《ネグレクト》**  
（育児放棄または怠慢）  
・食事を与えない  
・家に閉じ込める  
・車内に放置するなど

**《性的虐待》**  
・子どもへの性行為  
・子どもの前での性行為など

### 虐待には、どんな影響が…

虐待を受けた子どもには、次のような症状があらわれることがあります。

身体的影響	→	外傷／体重増加不良／低身長／発育・発達が遅れる可能性 など
知的発達面への影響	→	安心できない環境での生活などにより、知的発達が十分得られない可能性 など
心理的影響	→	自己肯定感が持てない状態／対人関係における問題 など

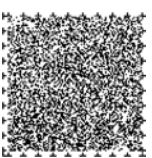
【参考】厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」 文部科学省「児童虐待への対応のポイント」

虐待は、身体はもちろん脳にもダメージを与えるため、その後の生活に大きな影響を及ぼします。

### 『しつけ』と『虐待』

▶保護者（親）の中には、虐待を「しつけ」と言う人がいます。何が違うのでしょうか。

**虐待とは** 「子どものため」「しつけ」と思っただけであっても、食事をあたえなかったり、たたいたりして、子どもの心や体が傷つく行為であれば、それが虐待です。



# 虐待が疑われる場合は？

児童相談所や警察署が事情を聴き、指導をしたり、自宅へ立ち入り調査をしたりすることがあります。

「しつけ」を理由に、体罰をしてはいけません。暴力は暴行罪や傷害罪に問われます。保護者（親）であることを理由に許されることはありません。（児童虐待防止法第14条）

飯塚市の子どもを虐待から守るため、2019（平成31）年4月から

「飯塚市の子どもをみんなで守る条例」を施行しています！

## 虐待に気づくために…

【虐待を防ぐには、まず気づくことが大切です。】

### ●もしも、子どもについて気になったら

- いつも子どもの泣き声が聞こえる
- 衣服が極端に不潔である
- 不自然なあざや傷などがある
- 態度がおどおどしていたり、顔をうかがう

### ●もしも、保護者について気になったら

- 子どもへの叱り方が異常である
- 家の中が乱雑で不衛生である
- 子どもの教育に無関心、拒否的なところがある
- 小さい子どもを家に置いたまま外出する

## 虐待と思ったら…すぐ通告！あなたの通告が命を守ります

虐待かもしれない場面を見つけた時は、速やかに通告する義務があります！

※通告した人が特定されないよう秘密は守られます。



虐待かなと思ったらすぐ電話！

いち はやく  
☎ 189

《児童相談所虐待対応ダイヤル》

※電話相談は24時間対応  
※通話料無料

### 子どもの虐待相談（通告）先

- 福岡県田川児童相談所  
☎0947-42-0499（虐待は24時間対応）
- 飯塚市子育て支援課 家庭児童相談室  
☎0948-22-5500（内線1117・1118）  
【受付】月～金 / 8:30～17:15

